

○東京藝術大学における押印を求める手続き等の見直しに伴う学  
内規則等の改正に関する規則

〔 令和3年6月17日  
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、本学における押印を求める手続き等の見直しに伴う学則、規則、細則、内規、要項及び申合せ等（以下「学内規則等」という。）の改正について必要な事項を定めるものとする。

(改正手続)

第2条 押印を求める手続き等の見直しに伴い、本学における学内規則等のうち、当該学内規則等の様式等において押印や署名の表記のみを改める場合は、東京藝術大学学内規則等に関する規則に基づく改正手続によらず、この規則により学内規則等を改正したものとみなす。

(報告)

第3条 前条により学内規則等を改正した場合は速やかに学長に報告するものとする。

(周知)

第4条 第2条による改正後の学内規則等については、適宜の方法により周知するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和3年6月17日から施行する。